
プロジェクト リース

項目 第 467 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 467 回企業会計基準委員会（2021 年 10 月 8 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

IFRS 第 16 号と整合性を図る程度について

2. 文案イメージにおいて、貸手と借手の会計処理が整合的ではなく、借手と貸手の双方が使用权を認識する部分については、通常、資産の支配は契約当事者のいずれか片方のみしか有することがないことを考慮し、日本基準の中の整合性の観点から問題がないかどうか、考え方を明らかにしておく必要がある。
3. 所有権の有無に関わらず資産を計上することについては、特に単体財務諸表は、負債の弁済可能性を判断する重要な情報であることから、注記で補足する必要性等について議論すべきと考える。
4. IFRS 第 16 号の主要な定めのみを採り入れることについて、採り入れない項目の影響を明らかにしながら検討を進めるべきである。
5. 「簡素で利便性が高い」基準は、各企業における判断を認める基準を意味すると期待されている可能性があると考ええる。
6. 注記での対応も含め、様々な種類のリースの実態がどのように反映されているかが理解できることが重要であり、画一的な比較可能性に拘る必要はないと考える。
7. 海外の IFRS の実務も踏まえて、我が国の基準における閾値等の定めを決定する必要があるのではないかと考える。
8. ガイダンス及び設例が日本基準に含まれていないにもかかわらず、監査人から IFRS 第 16 号におけるガイダンスに従うべきと指摘される可能性が懸念されるため、ガイダンス及び設例が含まれていない場合の取扱いについては明確化すべきである。
9. IFRS 第 16 号との整合性を図る程度やガイダンスや設例の採り入れ方については、リースの識別の他に議論が必要な論点はあるか。

以 上